

手数料関係

端末機器の設計についての認証手数料

(2020年1月1日)

手数料の額(円) 端末機器の種類等	試験結果等報告書の提出があった場合			
	新規		一部変更 (注1)	
	単独	複合 (注2)	単独	複合 (注2)
1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 (1) 電話機	230,000	210,000	120,000	100,000
(2) 構内交換設備又はボタン電話装置 (注3) 収容回線数 1回線	360,000	345,000	75,000	60,000
収容回線数 2回線以上	436,000	417,000	92,000	72,000
(3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の端末機器	229,000	208,000	132,000	111,000
2 無線呼出用設備に接続される端末設備	98,000	76,500	60,000	39,000
3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	254,000	230,000	145,000	123,000
4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器 (注4)(注7)				
インタフェースの種類1種類	109,000	89,000	77,000	57,000
インタフェースの種類2種類以上	114,000	94,000	81,000	60,000
5 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 (注5)	274,000	250,000	156,000	133,000
6 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器 (注6)	304,000	280,000	186,000	163,000
7 セキュリティ基準に係る機器	30,000	25,000	25,000	20,000

注1:「一部変更」とは、既に認証を受けたものが当該認証に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証申請をいう。

注2:「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申請をいう。

注3: 電話用設備に接続される端末機器(一部変更を除く)についてアナログ電話端末と移動電話端末の双方にまたがるときは表に掲げる額に3万円を加算する。

注4:「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。平成23年総務省告示第87号別表第5号に示されるインタフェースを含む端末機器のときは表に掲げる額に5万円を加算する。

注5: インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器について、専用通信回線設備等端末と双方にまたがるときは「5 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器」を適用する。

注6: インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器について、専用通信回線設備等端末と双方にまたがるときは、一つ目のインタフェースのみ「6 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器」を適用する。

注7: 無線設備を使用する専用通信回線設備等によりのみ接続する端末(除く第7小電力データ通信システム及び5.2GHz帯高出力データ通信システム)は、「1 移動電話用設備に接続される端末機器」を適用する。ただし、複数のインタフェースにまたがるときは、一つ目のインタフェースのみ「1 移動電話用設備に接続される端末機器」を適用とし、2つ目以降のインタフェースは各5万円加算する。(表に掲げる額によらず。)

次のいずれかに該当する端末機器(一部変更を除く)については、表に掲げる額から3万円減額する。

- 1) 端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末設備)のみに係る機器
- 2) 端末設備等規則第18条(発信の機能)又は第30条(アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力)のみに係る機器

器

認証を受けた端末機器の前位に接続する機器であって、網制御機能を有しないもの(一部変更を除く)については表に掲げた額から5万円減額する。

本認証手数料には、消費税(外税)が、かかります。

手数料関係

端末機器の技術基準適合認定手数料

(2020年1月1日)

端末機器の種類	試験結果等報告書の提出があった場合	
	単独	複合(注1)
1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 (1) 電話機	26,200	23,900
(2) 構内交換設備又はボタン電話装置 収容回線数 1回線	22,200	20,500
収容回線数 2回線以上	27,100	25,000
(3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の 端末機器	27,000	24,600
2 無線呼出用設備に接続される 端末設備	24,200	21,800
3 総合デジタル通信用設備に接続 される端末機器	26,800	24,400
4 専用通信回線設備又はデジタルデー タ伝送用設備に接続される端末 機器(注2)(注3)		
インタフェースの種類1種類	25,000	22,700
インタフェースの種類2種類	26,800	24,300
5 インターネットプロトコル電話用設 備に接続される端末機器	27,000	25,000
6 インターネットプロトコル移動電話 用設備に接続される端末機器	30,000	28,000
7 セキュリティ基準に係る機器	15,000	10,000

注1:「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体になっている申込をいう。

注2:「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。平成23年総務省告示第87号別表第5号に示されるインタフェースを含む端末機器のときは表に掲げる額に3万円を加算する。

注3:無線設備を使用する専用通信回線設備等にも接続する端末(除く第7小電力データ通信システム及び5.2GHz帯高出力データ通信システム)は、「1移動電話用設備に接続される端末機器」を適用する。ただし、複数のインタフェースにまたがるときは、一つ目のインタフェースのみ「1移動電話用設備に接続される端末機器」を適用とし、2つ目以降のインタフェースは各5万円加算する。(表に掲げる額によらず。)

本認定手数料には、消費税(外税)が、かかります。

手数料関係

■認定手数料の割引

- (1) 前年度（1月1日から12月31日まで）の申込（変更申込を含む）の処理件数が20件以上の場合、本年度の申込認定手数料については、10%を割引致します（試験料金は対象外となります）。
- (2) 弊社が認定する旧認定試験事業者に相当する試験事業者から発行された試験報告書が添付されている場合、表に掲げる額の20%を割引致します。
- (3) 既認定設備の類似申請等で個別手数料の設定が合理的であると判断した場合、手数料を別途設定します。

■認証ラベルの料金（下記の料金について具体的に記載してあるものについては、消費税及び送料等を含みません。）

- (1) 端末機器の設計についての認証の場合：
申込者自身で認証ラベルを作成し、認証された機器に付すことができます。
一方、申込者の希望により当社準備の認証ラベルを300枚単位にて購入することができます。
認証ラベルの料金：20円/1枚
版下代：10,000円（初回1回のみ）
- (2) 端末機器の技術基準適合認定の場合：
当社準備の認定ラベルを申込台数分当社より購入できます。
認定ラベルの料金：20円/1枚

■出張業務（申込者の要望や審査対象品を検討し、必要と認め当社事務所以外で業務を行う場合）

- (1) 出張業務費用
当社の定める出張業務規定によります。
- (2) 旅費、宿泊費、日当など
当社の定める旅費規定によります。本件に関わる料金については、ご依頼の際或いは当社より打診する際担当者より提示致します。

■その他の料金

- (1) 認定書、認証書の再発行
再発行の理由を記載した再発行申込書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。再発行手数料は25,000円です。尚、再発行した認定書、認証書には、再発行をした旨を記載します。
- (2) 複写文書（例えば、試験データ等）の提供
全てのご要望にお応えできない場合もありますが、ご要望に応じ試験データ等の複写を提供致します。但し、提供する場合、有償とさせて頂くものもありますので詳細につきましては、ご希望の文書について担当者へご相談下さい。
- (3) その他
再発行証書、ラベル、複写文書その他をお送りする際に発生する送料、消費税等は必要に応じ請求します。

■手数料の納入

認定書発行日以降、当社経理部より請求書を発行いたします。請求書発行日より30日以内に当社指定銀行口座に請求書に記載の金額をお振り込みください。「2. 申込時及びその他の注意事項等」に記載のその他の事項についてもまたご注意下さい。

また、端末機器の設計についての認証手数料あるいは端末機器の技術基準適合認定手数料に係る業務以外の業務を行う場合、追加料金を別途請求させて頂く場合があります。その場合、当該業務開始前に当該費用料金について申込者へ確認を行います。

附則

1. 本書は大臣への届出後、平成16年7月26日をもって初版発行とする。
2. 本書は大臣への届出後、平成17年4月1日をもって第2版発行とする。
3. 本書は大臣への提出後、平成18年4月19日をもって第3版発行とする。
4. 本書は大臣への提出後、平成23年5月20日をもって第4版発行とする。
5. 本書は大臣への提出後、平成24年7月1日をもって第5版発行とする。
6. 本書は大臣への提出後、平成25年4月16日をもって第6版発行とする。
7. 本書は大臣への提出後、平成28年11月1日をもって第7版発行とする。
8. 本書は大臣への提出後、2020年1月1日をもって第8版発行とする。